

委 託 契 約 書 (案)

茨城県農業再生協議会（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）とは、肥料価格高騰対策事業の計画承認申請書の受理・審査等に
係る業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれ
を受託するものとする。

- （1）委託業務名 肥料価格高騰対策事業の計画承認申請書の受理・審査等に等に係
る業務委託
- （2）実施期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- （3）実施内容 別添「肥料価格高騰対策事業の計画承認申請書等に係る業務委託
仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。仕様
書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 _____円（うち
取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円）とする。

（委託料の支払い）

第4条 甲は、委託業務が完了し、第8条の規定による通知をした後に、乙からの請求
により、適正な請求書の受理後30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙の納付すべき契約保証金を免除する。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この業務委託達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け
負わせることは認めない。

（事業完了報告）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書（別紙
様式第1号）に仕様書に基づく成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

(適合の検査及び通知)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、甲の指定する期間内に補正し、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査については、前項の規定を準用する。

(瑕疵担保)

第9条 業務完了後、乙の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用は、すべて乙の負担とする。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、直ちに乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、甲乙協議のうえ精算するものとする。

(委託業務の変更)

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(事情変更による解除)

第12条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲乙協議のうえ精算するものとする。

(契約違反による解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 前号に定めるもののほか、乙の責に帰すべき理由により、この契約を継続することが不可能なとき。

(損害の賠償)

第 14 条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 15 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 1 号)第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 18 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(調査報告等)

第 19 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要事項について報告を求め、又は必要な措置を指示することができる。

(疑義の処理)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和5年 月 日

茨城県水戸市笠原町978番6

甲 茨城県農業再生協議会
会長 上野 昌文

乙

別記（第 16 条関係）

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託業務を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る業務が完結した年度から 5 年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するため収集・作成した個人情報（委託業務を処理するため甲から引き渡されたものを含む）は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を実施するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

茨城県農業再生協議会
会長 上野 昌文 殿

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第7条の規定により報告します。

記

1 業 務 名

2 契約年月日 年 月 日

3 履 行 期 間 年 月 日から

年 月 日まで

4 業務委託料 円

5 完了年月日 年 月 日

6 成 果 品